

障害者サービスの実際

広島県立図書館

正 井 さゆり

1 広島県立図書館の障害者サービス

(1) 図書館の利用を支援する

ア 利用案内

a リーフレット「広島県立図書館障害のある方へのサービス」

別紙 費用負担及び貸出方法

郵送貸出・視覚障害者等用資料・対面朗読利用申込書※1

図書館利用カード申込書（拡大版）

b 「読書サポートコーナー」

LLブック，各種サービスの紹介パネル，視聴覚資料・大活字本等の配架図，関連資料リスト等を設置

「特別支援学校の教科書」

イ 施設設備

サイン・看板等表示，スロープ，点字ブロック，駐車場料金の減免・トイレ，車椅子

ウ コミュニケーションのツール

コミュニケーションボード

エ ホームページ

色の調整，音声読み上げ機能

オ 障害者サービス用機器

拡大読書器，デイジー再生機（プレクストーク）

カ 読書支援用具

リーディングトラッカー，ルーペ

キ 行事等

「障害者サービス体験会」 11月3日（祝）

大活字本・LLブック等の紹介

「声の目録」の紹介： 図書館所蔵視聴覚資料リスト

プレクストークによるデイジー版の視聴，点字版・カセットテープ版・墨字版の展示

拡大読書器，リーディングルーペ，筆談器等の紹介・利用

デイジー，マルチメディアデイジーの視聴

障害者サービス関連図書等の展示

対面朗読サービス（令和2年度はボランティアによる実演）

シネマデイジーの試聴※広島県立視覚障害者情報センターの協力

(2) 資料を利用者へ届ける

ア 郵送貸出※1

イ 電子図書館

青少年のための電子図書館 WithBooks ひろしま

ウ 施設入所者へのサービス ※2

拘置所，少年院，少年鑑別所，児童自立支援施設，児童相談所等

a レファレンスサービス

b 団体貸出し

c 図書の譲与

d 子どもの読書行事等への協力：ブックトーク，ビブリオバトル，読書感想文発表会の講評，ボランティアによるおはなし会，読み聞かせに関する助言等

(3) 利用者の使える形に変換した資料を提供する

ア 資料の収集

大活字本，LLブック，録音資料，点字資料，音声デイジー・マルチメディアデイジー，布の絵本・触わる絵本等

イ その他

国立国会図書館の学術文献録音図書等作成サービス

(4) 資料を利用者へ提供する方法を整える

ア 対面朗読

イ サピエ図書館

相互貸借による利用支援 ※3

ウ 障害者サービスボランティアの育成（「声の目録」作成，対面朗読）

(5) 市町立図書館等への情報提供

ア 図書館職員研修（初任者研修，専門研修，巡回訪問・運営相談）

イ 運営相談への対応，関連情報の提供

「市町立図書館障害者サービス実態調査」結果（概要）令和2年12月実施
広島県公共図書館協会「県内公共図書館等の活動状況」Ⅷ（6）障害者サービス

トップページ＞県内図書館等＞関係団体＞広島県公共図書館協会＞令和2年度県内公共図書館等の活動状況

http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/?action=common_download_main&upload_id=10309

2 広島県立視覚障害者情報センターとの連携

(1) 障害者サービスに関する情報の共有

(2) 県内図書館への情報提供

(3) 各主催行事への協力

参考

※ 2 図書館ホームページ「矯正施設等への読書活動の支援」

トップページ > 子供・青少年 > 子供の読書活動の推進のページ > 矯正施設等への支援

http://www2.hplibra.pref.hiroshima.jp/index.php?action=pages_view_main&page_id=717

※ 3 「サピエ」資料の相互貸借申込み等について 「協力サービスの引き」 令和3年6月より抜粋 p12

(1) 「サピエ」について

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」は、視覚障害者や活字による読書に困難のある人が利用できるコンテンツ（点字データ、デイジーデータ等）を提供する会員制ネットワークです。

※ 「サピエ」と著作権

「サピエ」の登録コンテンツは、著作権の制限（著作権法第37条第3項「視覚障害者等が必要な方式での複製」）により、視覚障害者等が必要とする方式（音声・点字・テキスト等）で複製された資料です。

※ デイジー（DAISY=Digital Accessible Information System）

デジタル録音図書の規格です。デイジー、マルチメディアデイジー、テキストデイジー等の種類があり、プレクストークやWindowsの専用ソフト（AMISやLpPlayer等のフリーウェアがある）によって視聴できます。家庭用CDプレーヤー等では再生できない場合があります。

(2) 利用対象者

著作権法第37条第3項に規定する「視覚障害者等」です。（「協力の引き」 p.63 資料17参照）

- ・ 視覚障害者
- ・ その他視覚による表現の認識に障害のある人（学習障害，発達障害，知的障害等，読みに障害のある人）
- ・ 寝たきりやまひ等により，資料を持ったりページをめくったりできない人

※ 各館において，一般の利用者とは別の登録を行うなど，該当者であることを確認してください。

(3) 申込み手順について

ア 利用者の希望資料がサピエ図書館にあるか検索する。 ※ 資料種別を確認してください。

「サピエ」URL：<https://www.sapie.or.jp/>

イ 「視覚障害者等用資料相互貸借申込書（図書館用）」（「協力の手引き」p.67 **資料18** 様式第4号）によりファクシミリで県立図書館に申込む。（当該ページ下の「記入例」を参照）



県立図書館でサピエからダウンロード・CD-RWに記録し，相互貸借便で発送



ウ 利用者に貸出し（窓口／郵送貸出し）又は館内利用
エ 相互貸借便で返却する。

ちょっとひとこと

利用者への「サピエ」資料提供には，事前準備が必要な場合があります。

- ・ 特定録音物等郵便発受施設登録（郵送貸出し実施の場合。要：郵便局への問い合わせ）
- ・ デイジー再生環境の整備（プレクストーク又は専用ソフトを入れたWindowsパソコン等）

※ 4

『図書館利用に障害のある人々へのサービス 上巻 利用者・資料・サービス編』
日本図書館協会障害者サービス委員会／編 日本図書館協会 2018

『図書館利用に障害のある人々へのサービス 下巻 先進事例・制度・法規編』
日本図書館協会障害者サービス委員会／編 日本図書館協会 2018